

中央防災会議会議「防災基本計画専門調査会」

第1回 原子力災害プロジェクトチーム

資 料

原子力艦の原子力災害について

原子力艦船の原子力災害対策

1. 原子力艦の日本寄港について

○関連文書等

- ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び関係文書
(日米安全保障条約、昭和35年6月23日号外条約第6号)

第6条(抜粋)

「・・・アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」

- ・米国原子力潜水艦の本邦寄港について
(昭和39年8月28日外務省情報文化局発表)

(抜粋)

「政府は28日、米国の通常原子力潜水艦がわが国に寄港することは差支えないと決定し、この旨を米国政府に通報した。・・・その安全性について確信を得るに至ったので、寄港に同意することとしたものである。」

○わが国への原子力艦船の寄港回数

- ・昭和39年以降、潜水艦、水上艦あわせて 計1,004回 寄港。

港別寄港回数

平成13年2月26日現在(単位:回)

横須賀		佐世保		沖 縄 (ホワイトビーチ)		合 計	
潜水艦	水上艦	潜水艦	水上艦	潜水艦	水上艦	潜水艦	水上艦
633	29	162	12	164	4	959	45

2. 原子力艦の事故について

昭和43年5月 米国原子力潜水艦ソード・フィッシュが佐世保港に寄港
→ 同港において高い放射線測定値を観測



科学技術庁（当時）において、現地調査を含む専門家による検討
→ 当該放射線測定値がソード・フィッシュの寄港によるもので
あると科学的に確認するには至らず

3. 安全対策の現状

（1）原潜寄港に関するエード・メモワール及び合衆国政府の声明
（別添資料1参照）

○『原潜寄港に関するエード・メモワール（覚書）』

原潜の安全性・運航等について、我が国からの照会に対する米側の回答

（注）基本的なポジション

- ・ 合衆国原子力軍艦の運航の歴史を通じ、原子炉装置に損害を生じ、又は周辺環境に何らかの放射能の危険をもたらした事故はなかった。
- ・ 通常の原子力潜水艦が寄港したいずれの港においても、放射能汚染は、発生したことがない。

○『外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明』

原子力軍艦寄港時の事前通報や放射能調査の責任等について、米側が保証

(2) 現行の防災対策

①緊急連絡体制

事故発生時の緊急連絡網に基づき、米側より、直ちに日本側に対し通報を行う体制が敷かれており、政府レベルでは、在京米国大使館から外務省に対し通報され、同省より文部科学省等関係当局、関係自治体等に連絡する。

また、地元においても、米政府当局（地元米軍部隊等）より地方防衛施設局や関係自治体等の関係機関に対し通報する。万が一、文部科学省において、第一に異常値を検出した場合も、かかる緊急連絡網に基づき、関係機関に対し、然るべく連絡が行われる。

②米側の対応

事故の発生等により航行不能となった原子力艦船をサルベージその他の方法により安全な状態とする。（その責任を負う旨「米国政府声明」において言明。）

③日本側政府の対応

(イ) 初動措置として、文部科学省より、直ちに専門家を現地に派遣し、放射能監視体制を強化するとともに、放射能対策本部（本部長：文部科学大臣）を活用しつつ、関係省庁及び地方公共団体との協力の下に一定海域への立入制限等、周辺住民の安全を確保するための対策をとる。

(ロ) 米国政府に対し、周辺地域（海域）における立入制限区域の設定等のため事故の規模等についての我が方への必要な情報提供を含め適切な措置を講ずるよう要請。

(ハ) 米側よりの情報をも踏まえ、必要に応じ、防災基本計画（原子力災害対策編）に準じて所要の対策を講ずる。

原潜寄港に関するエード・メモワール（概要）

・原潜の安全性及び運航等について、我が国から種々の照会に対する米側回答をまとめたもの。（昭和39年（1964年）8月17日）

（1）安全性及び運航に関する諸点

- ① 原潜の安全確保のため、建造、維持、運航及び乗組員の選抜・訓練に対する広範な予防措置を実施。
- ② 乗組員は高度に専門化された訓練を受け、高度の安全基準による運航手続きを厳密に守って任務を遂行。
- ③ 米本国に寄港する場合の安全基準と同一の基準を適用。
- ④ 液体排出物は、日本の法律・基準及び国際基準に完全に適合。
- ⑤ 使用済み汚染除去剤の放出禁止。
- ⑥ 固形廃棄物は米本国で処理。
- ⑦ 燃料交換、動力装置の修理は日本国内で実施しない。
- ⑧ 放射能にさらされた物質は、通常、外国では艦外に搬出されない。
- ⑨ 日本政府による放射能モニタリングに対する協力等。

（2）責任及び補償

原子力事故で放射能汚染による疾病を含む負傷又は死亡についての請求は、日米地位協定等に基づいて処理。

外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明（概要）

・原子力軍艦の寄港に当たっての事前通報や放射能調査の責任等について、米側がこれを保証する旨述べたもの。（昭和39年（1964年）8月24日）

- ① 米本国における運航に関連してとられる安全上の全ての予防措置・手続きを、日本でも厳格に遵守。
- ② 放射能モニタリングに測定され得るような、放出水・その他の廃棄物の軍艦からの排出禁止。
- ③ 廃棄物の処理基準は、国際放射線防護委員会の勧告に適合。
- ④ 原子力軍艦の乗組員は、同軍艦上の放射線管理及び同軍艦の近傍における放射能モニタリングについて責任を負う。
- ⑤ 日本政府も、軍艦の近傍で測定を行うことができる。
- ⑥ 軍艦の原子炉にかかる事故発生時には、日本政府当局に対し直ちに通報。
- ⑦ 軍艦が航行不能となった場合、軍艦をサルベージその他の方法により安全な状態とする。
- ⑧ 米国政府は、軍艦の設計・運航に関する技術上の情報を提供しない。
- ⑨ 24時間前に、原子力軍艦の到着予定時刻及び碇泊又は投錨の予定位置につき、日本政府当局に通報。
- ⑩ 原子力事故から生ずる請求は、日米地位協定により処理。同協定の範囲外のもの、外交経路を通じて処理。

4. 防災基本計画（原子力災害対策編）修正の経緯

- ◎平成11年9月30日
茨城県東海村ウラン加工施設で臨界事故の発生
・従業員、周辺住民等が被ばく、死者2名「我が国初の臨界事故」
- ◎平成11年12月17日
原子力災害対策特別措置法の制定
・原子力艦を原子力災害対策特別措置法の対象にするよう涉外知事会より要請があったが、法律制定の緊急性にかんがみて対象外とした
- ◎平成12年1月24日
内閣官房安全保障・危機管理室、国土庁、科学技術庁など10省庁で対応の検討を開始
- ◎平成12年1月28日
中央防災会議主事会議開催、防災基本計画原子力災害対策編の修正開始
- ◎平成12年3月30日
原子力艦の原子力災害に関する8省庁等の申し合わせ
・概ね1年以内に関係省庁の役割分担について結論を得ることとする
- ◎平成12年5月30日
中央防災会議において防災基本計画の修正を決定
・原子力災害対策特別措置法に関連する記述の追加のほか、計画の対象となる施設等の拡充やモニタリング機能の強化など、計画の実効性を高める記述の充実を図った
・地方自治体からの要請に基づき、原子力艦の原子力災害について記述し、関係地方自治体が防災計画を策定するための根拠とした
- ◎平成12年8月2日
関係省庁検討開始
・原子力艦船事故災害における国等の対応のあり方について
・関係省庁の拡大（外務省、通商産業省、文部省等）
- ◎平成13年3月29日
原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ（決定）
- ◎平成13年6月28日
中央防災会議において防災基本計画を修正することを決定

5. 地方自治体の対応

策定年月日	計画等の名称	概要
H12. 7. 4	横須賀市 原子力軍艦事故 防災マニュアル	全国の自治体で初めて策定。事前対策・応急対策・復旧対策からなるマニュアル及び広報、緊急時モニタリング、退避・避難等の各種要領で構成。
H12.12. 1	佐世保市 原子力軍艦 防災マニュアル	横須賀市と同様、事前措置・応急対策・復旧計画からなるマニュアルと、屋内退避・避難、消火活動、緊急時医療などの各種要領について記載。
H13. 2.19	沖縄県 地域防災計画	「放射能災害応急対策計画」を新設し、原子力軍艦に起因する放射能漏れ災害発生時の応急措置について記載。
H13. 5.15	千葉県 地域防災計画	東京湾での原子力艦の通行が想定されることを踏まえ、事故情報等の収集体制や住民への広報体制等について検討することを記載。
H13. 7.12	神奈川県 地域防災計画	「原子力災害対策計画」中に、原子力艦の原子力災害については原子力事業者等の事故災害に準じた応急・復旧対策をとることや、事故発生時の情報連絡体制の充実に努めることなどを記載。

6. 原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ

(別添資料2参照)

(概要)

平成13年3月29日、原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応分野とその対応省庁を、関係13省庁間において申し合わせた。

当該事象発生時には、この申し合わせを踏まえ、防災基本計画原子力災害対策編に準じた迅速かつ効果的な対応をとることとする。

原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ
(防災基本計画に準じた関係省庁等の役割分担について)

平成13年3月29日

内閣府政策統括官(防災担当)
内閣官房副長官補
(安全保障、危機管理担当) 付

原子力艦の原子力災害に係る防災対策については、平成12年5月30日、中央防災会議で決定した防災基本計画原子力災害対策編において、「なお、原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする。」と記述し、関係自治体が防災計画を策定するための根拠を明記した。

本件を防災基本計画に記述するに当たっては、

- ①関係省庁検討会を開催し、防災に係る関係省庁の役割分担等を検討する
 - ②防災に係る関係省庁の役割分担については、概ね1年以内に結論を得る
- の2点を前提とする旨、平成12年3月30日に申し合わせている。(別添)

従って、防災基本計画原子力災害対策編及び平成12年3月30日付申し合わせに基づき、原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応分野とその対応省庁を別紙のとおり申し合わせる。この申し合わせは、関係省庁間相互の共通認識を深めるとともに、迅速かつ円滑な対応の実施に資することを目的とするものであり、当該事象発生時には、この申し合わせを踏まえ防災基本計画原子力災害対策編に準じた迅速かつ効果的な対応を執ることとする。

なお、平成12年3月30日時点では、内閣官房、国土庁及び実働省庁等からなる8省庁等の申し合わせであったが、その後の調整及び省庁再編後の体制を踏まえて13省庁等で申し合わせることとする。

また、発生時の具体的な対応のあり方及び上記13省庁等以外の省庁の役割分担については、関係自治体による防災計画の策定にも十分配慮しつつ、速やかに引き続き検討を進めることとする。

(別紙)

省庁別の対応分野（原子力艦の原子力災害）

内閣官房及び内閣府は、内閣における初動体制の確立及び政府としての対応に係る必要な総合調整を行う。

省 庁 名	対 応 分 野
警 察 庁	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 屋内退避、避難誘導等の支援 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（交通規制を含む） 周辺住民の救助・救急活動
防 衛 庁	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 救助・救急、医療及び消火活動
防衛施設庁	損害賠償（米軍施設・区域の運用等の事故により生じた損害に対する賠償）
消 防 庁	地方公共団体との情報収集・連絡体制及び通信の確保 救助・救急活動に係る緊急消防援助隊の派遣等広域的な応援のための措置
外 務 省	緊急連絡体制の確保及び整備（特に米国艦船） 外国政府との連絡調整及び関連情報の収集
文部科学省	放射線モニタリングの実施 緊急時被ばく医療への協力 専門家の派遣及び技術的助言
農林水産省	水産物等への影響調査
厚生労働省	医療（医療スタッフの派遣、当該都道府県との連絡）
経済産業省	原子力事業者に対する放射線モニタリング資機材の貸与等の協力要請
国土交通省	緊急輸送支援 関係事業者等への情報提供・注意喚起 道路交通の安全確保（通行規制状況等の情報提供を含む）
海上保安庁	情報収集・連絡体制及び通信の確保 関係者等への的確な情報伝達 緊急時モニタリングの支援 救助・救急活動 屋内退避・避難収容等の防護活動 犯罪の予防等社会秩序の維持 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

申し合わせ

防災基本計画原子力災害対策編修正原案中の「原子力艦の原子力災害」について、下記の通り申し合わせる。

1. 標記の「原子力艦の原子力災害」について、関係省庁検討会を開催し、防災に係る関係省庁の役割分担等を検討する。
2. 防災に係る関係省庁の役割分担については、概ね1年以内に結論を得る。
3. 上記1. 及び2. を前提として、防災基本計画原子力災害対策編に「原子力艦の原子力災害」に関して記述する。

内閣安全保障・危機管理室
警察庁警備局警備課
防衛庁運用局運用課
防衛施設庁総務部業務課
科学技術庁原子力安全局防災環境対策室
国土庁防災局防災調整課
海上保安庁警備救難部海上防災課
消防庁防災課特殊災害室

平成12年3月30日

7. 原子力艦の原子力災害に係る修正のポイント（案）

第10編 原子力災害対策編

○本編では、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。また、原子力艦の原子力災害に対する対応についても記述する。

第4章 原子力艦の原子力災害

○原子力艦の原子力災害が発生した場合には、以下のような対応をとるものとする。

第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 原子力事故情報等の連絡

- ・原子力艦の事故情報の収集と関係機関への連絡
- ・外国政府との連絡調整及び関連情報の収集

(2) 放射能影響の早期把握のための活動

- ・放射能、放射線の放出状況の把握
- ・緊急モニタリングの実施

(3) 応急対策活動情報の連絡

- ・応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等の連絡

2 通信手段の確保

- ・情報連絡のための通信手段を確保

第2節 活動体制の確立

1 指定行政機関、地方公共団体、公共機関の活動体制

- ・職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置など必要な体制の整備

2 広域的な応援体制

- ・技術的助言、専門家の派遣など広域的な応援体制の整備

3 関係省庁事故対策連絡会議（仮称）、政府災害対策本部（仮称）の設置と活動体制等

(1) 関係省庁事故対策連絡会議（仮称）の設置

(2) 政府災害対策本部（仮称）の設置

(3) 専門家の派遣、現地事故対策本部の設置

(4) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

4 自衛隊の災害派遣

- ・法令で定める者は自衛隊の災害派遣を要請

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

- 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
- 2 避難場所
 - (1) 避難場所の開設
 - ・ 地方自治体は、必要に応じて避難場所を開設し、住民などに周知徹底
 - (2) 避難場所の運営管理
 - ・ 地方公共団体は避難場所を適切に運営管理、避難者に係る情報の早期把握
- 3 災害弱者への配慮
- 4 飲食物の摂取制限等
 - ・ 水産物等への影響調査

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1 交通の確保・緊急輸送活動
 - ・ 被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制、輸送活動を実施
- 2 輸送支援
 - ・ 関係機関からの要請があった場合、速やかに輸送支援

第5節 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 救助・救急活動
 - (1) 地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
 - ・ 迅速な救助・救急活動の実施と被害状況の早急な把握
 - (2) 資機材等の調達等
 - ・ 関係機関が必要な資機材を調達
- 2 医療活動
 - (1) 緊急被ばく医療チームの派遣
 - ・ 関係機関は緊急被ばく医療実施のための医療チームを現地へ派遣
 - (2) 緊急時医療の実施
 - ・ 地元の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、緊急医療活動を実施
- 3 消火活動
 - ・ 火災が発生した場合は、速やかに消火活動を実施

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

- (1) 周辺住民等への情報伝達活動
 - ・ 原子力災害の状況、安否情報、医療情報、交通規制などきめ細かな情報を提供
- (2) 国民への的確な情報の伝達
 - ・ 報道機関への迅速かつ適切な情報の提供
- (3) 住民等からの問い合わせに対する対応
 - ・ 関係機関は住民などからの問い合わせに適切に対応

第7節 迅速な復旧活動

- ・ 立入制限等の解除
- ・ 損害賠償